

施設に入所している人の軽減制度 【負担限度額認定】

介護保険施設入所やショートステイなどの施設サービスを利用したときに、1割の介護サービス費用とは別に、食費と居住費（滞在費）がかかります。この食費と居住費（滞在費）は全額自己負担となりますが、所得の低い人に対しては、所得に応じた負担限度額が設けられており、申請することにより負担の軽減が受けられます。

●負担限度額（日額）

下記の利用者負担段階「第1段階」から「第3段階」に該当する人は、負担の軽減が受けられます。

負担軽減の対象となる人	利用者負担段階		居住費または滞在費				食費
			ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	
	第1段階	●生活保護受給者 ●高齢福祉年金受給者で世帯全員が 市民税非課税の人	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
	第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、かつ 本人の課税年金収入＋合計所得金額 が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
	第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、かつ 第2段階に非該当の人	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円
	第4段階	●上記以外の人（市民税課税世帯）	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	320円	1,380円

※（ ）内の金額は、特別養護老人ホームと短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の負担限度額となります。
※上記の第4段階の金額は、施設における食費・居住費（滞在費）の平均的な費用額です。これは国の基準額であり、実際の負担額は、入所されている施設が設定します。

●対象となる施設

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設
○短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

●軽減を受けるために必要な手続き

利用者負担段階が「第1段階」から「第3段階」に該当する人が軽減を受けるには、『介護保険負担限度額認定申請書』の提出が必要です。
①介護保険課の窓口で申請 → ②『介護保険負担限度額認定証』を後日郵送 → ③施設へ提示

※負担限度額の認定は、申請を受け付けた日の属する月の初日からの適用になります。
※適用期間は、翌年6月30日まで（4・5・6月申請の場合は同年6月30日まで）となります。
毎年更新申請が必要です。

今回ご紹介した制度の他に、社会福祉法人による利用者負担軽減制度などがありますので、まずは介護保険課の窓口までご相談ください。

【問い合わせ先】
介護保険課 介護保険係 ☎ 72-2111 内線 452・453



介護保険の負担軽減制度について

介護保険制度について

介護保険制度とは、日常生活が困難になった高齢者を社会全体で支える制度です。
介護保険のサービスを利用するためには、市への介護認定申請が必要となります。認定審査の後、状態に応じた認定度合が決定されます。その後、認定度合に応じて、居宅や施設サービス等がご利用になれる仕組みです。利用者は、原則サービス費用の1割を負担し、残り9割は介護保険から支払われます。
今回は、個人の負担1割分や施設等での食費代等を軽減する制度の一部をご紹介します。

1割の利用者負担が高額になったとき 【高額介護サービス費支給】

介護保険サービスを利用された人のうち、1か月の利用者負担額合計が下表の上限額を超えた場合、市への申請により、上限額を超えた分が払い戻されます。

対象者の区分	1か月の上限額
・生活保護受給者	個人 15,000 円 世帯 15,000 円
・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下の人 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	個人 15,000 円 世帯 24,600 円
・世帯全員が市民税非課税で上記の区分に属さない人	個人 24,600 円 世帯 24,600 円
・上記以外の人（市民税課税世帯）	個人 37,200 円 世帯 37,200 円

※同一世帯に複数の利用者がある場合、世帯の上限から世帯全体の利用者負担額を超えた分だけ払い戻されます。
※申請時より2年間さかのぼって、払い戻しを受けることができます。
※一度申請すると、次回より指定の口座に自動的に振り込まれます。

＜払い戻しの対象となる利用者負担＞

- ① 居宅介護サービス費に係る利用者負担分
② 施設介護サービス費（食費・居住費を除く）に係る利用者負担分

申請が必要です

持参していただくもの

- 介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書（市介護保険課窓口にあります）
- 介護保険被保険者証
- 印鑑（被保険者の認印）
- 〈口座振込になるため〉振込先の口座番号が確認できるもの

このような費用は対象となりません

- ① 施設での介護保険給付以外のサービス利用者負担分
- ② 福祉用具購入に要する利用者負担分
- ③ 住宅改修費に要する利用者負担分